



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.9

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 今津 幸夫

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成 18 年 6 月 26 日

【提出日】

平成 18 年 6 月 27 日

【提出者及び共同保有者の  
総数 (名)】

1名

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社京王ズ
会社コード	3731
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒980-0871 仙台市青葉区八幡 4-10-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス（ホンコン）リミテッド (Credit Suisse (Hong Kong) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年3月22日
代表者氏名	サン・ジュン・ホアン
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。
-----------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B 3,122	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 3,122	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 3,122		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 3,122		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年6月26日現在)	Q 20,710
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	13.10%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.39%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年4月28日	株券	14	処分	131,571.43円
平成18年5月2日	新株予約権付社債券	258	取得	転換価格の変更
平成18年5月25日	株券	2	処分	112,500円
平成18年5月26日	株券	15	処分	112,066.67円
平成18年5月29日	株券	16	処分	110,750円
平成18年5月30日	株券	16	処分	103,000円
平成18年5月31日	株券	16	処分	98,068.75円
平成18年6月2日	新株予約権付社債券	710	取得	転換価格の変更
平成18年6月20日	株券	260	取得	消費貸借
平成18年6月20日	株券	520	処分	116,590.39円
平成18年6月20日	株券	47	取得	104,319.15円
平成18年6月20日	株券	520	取得	新株予約権の行使
平成18年6月20日	新株予約権付社債券	520	処分	新株予約権の行使

平成 18 年 6 月 26 日	株券	47	処分	105,653.19 円
平成 18 年 6 月 26 日	株券	260	処分	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	300,000
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	300,000

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	クレディ・スイス証券株式会社
氏名又は名称	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年2月9日
代表者氏名	郭 宝樹
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

該当なし
------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 0	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	0 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年6月26日現在)	Q 20,710
上記提出者の 株券等保有割合(%) (0/(P+Q)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.26%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月20日	株券	260	取得	消費貸借
平成18年6月26日	株券	260	処分	消費貸借
	以下余白			

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		



第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B 3,122	—	G 0
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 3,122	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 3,122		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 3,122		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年6月26日現在)	Q 20,710
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	13.10%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	15.48%

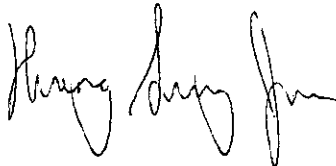
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse (Hong Kong) Limited, a corporation organized and existing under the laws of Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China with its principal office at 45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4<sup>th</sup> day of April 2006.

Credit Suisse (Hong Kong) Limited



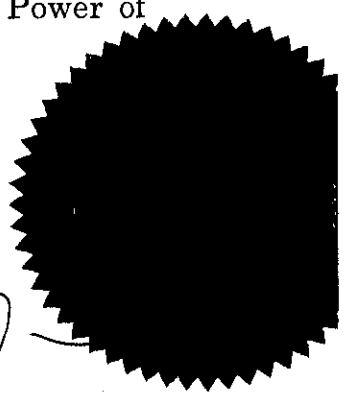
(signature)

Name: Sung June Hwang  
Title: Director



(signature)

Name: Shen Yan  
Title: Director



(訳文)

## 委任状

中華人民共和国香港特別行政区法に基づき設立され存続し、本店を香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階に有するクレディ・スイス（ホンコン）リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス（ホンコン）リミテッド

---

サン・ジュン・ホアン  
取締役

---

シェン・ヤン  
取締役

## 委 任 状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

### 記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成18年4月13日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹





## 添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッ パ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス（ホンコン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ユーエスエ ー）エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャ ル・センター
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
シーエスピービー・ノトラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ヤルセンター 3 階

## 委 任 状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任します。

### 記

1. 証券取引法第二章の三に基づき当社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、当社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、当社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成 18 年 6 月 26 日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹

